

我孫子市西部福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例（案）

我孫子市西部福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成 8 年条例第 24 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。